



# 令和7年度 岡山市の特別支援教育に関する 就学について

岡山市教育委員会事務局学校教育部  
教育支援課

Chapter 1

学びの場の検討について



## 【共生社会の実現とインクルーシブ教育システムの構築を目指して】

国際社会も、日本も、岡山市も、障害の有無に関わらず、一人一人を大切にする共生社会の実現を目指しています。

岡山市では、「インクルーシブ教育システムの構築」を目指して特別支援教育を推進しています。「インクルーシブ教育システム」とは、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学び、充実した時間を過ごし、生きる力を身に付けていくことを目指しています。



# 【特別支援教育の理念】

障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行うものです。

## 適切な指導・支援

特別支援学校

通常の学級  
(通級指導教室)

特別支援学級



# 【2年越しの就学相談】

岡山市では、就学の2年前から在籍校園や就学予定校、関係機関等と相談をし、必要に応じて医療機関を受診するなどして、「多様な学びの場」から、「個別の教育的ニーズに最も的確に応えることができる学びの場」を考えることを勧めています。

## 特別支援学校(小学部・中学部)

視覚障害

聴覚障害

知的障害

肢体不自由

病弱・身体虚弱

病弱・身体虚弱(院内学級)

## 小・中・義務教育学校

聴覚障害

視覚障害

知的障害

自閉症  
・情緒障害

通常の学級

小学校(通級)

言語

情緒

中学校(通級)

情緒

## 【就学相談のポイント】

子どもの教育的ニーズに合った学びの場を見つけること

重要

障害があるから、特別支援学級にしなければいけないというわけではない。

適切な支援により、通常の学級で学習や生活をする児童生徒は多くいる。現在、在籍している園での集団への適応の様子もふまえ、子どもの自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も的確に答えることができる学びの場を考える。

はじめから、学びの場を決めきってから相談するのではなく、子どもの成長を中心に据えて柔軟に検討することが大切

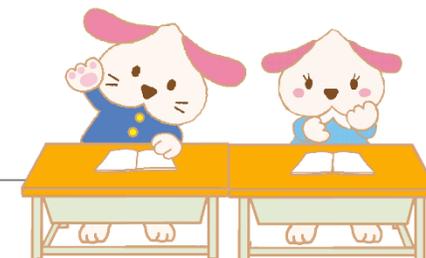
※就学相談のポイントについては、チャプター2「就学の流れ」もご覧ください。



## 1(1) 通常の学級における特別支援教育

### 通常の学級で学ぶメリット

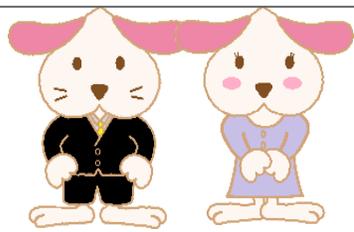
- 参考になる友達モデルが身近にいることで安心感をもって活動ができる。
- 園や小学校での集団活動のなかで定着してきた「集団生活のスキル」や「コミュニケーション力」をさらに伸ばすことができる。
- 友達との教え合い・助け合いを通した、学習の広がりや深まり、相互理解や人間関係づくりが期待できる。
- まず自分で課題に向き合い解決を試みる学びの時間、ペア学習、グループ学習、全体学習など多様な学びの形態を経験することができ、中学校や高等学校につながりやすい。



## 1(2) 通常の学級の環境

- 学級定員の少人数化
- 小学校は、全学年1クラス35人以下。
- 小学校1年生に30人以上のクラスが1つでもあれば全クラスに「岡山っ子スタートサポーター」が配置される。
- 視覚化、焦点化など、だれにとってもわかりやすいユニバーサルデザインの授業づくりに取り組んでいる。
- 個に応じた声掛け、グループ編成などの配慮・支援

特別支援教育  
コーディネーター



各学校に配置された特別支援教育の経験豊かな教員。いつでも相談できます。

- 入学前から必要な配慮について、相談が可能
- 障害の程度や状況によっては通級指導教室も学びの場として検討

## 2(1) 特別支援学級について



### 特別支援学級の目的

障害による様々な困難を主体的に改善、克服し、心身の調和的な発達を目的とした教育を行うための学級。

#### 重要

※不登校の防止や解消、特定の教科の学力の定着や向上を目的としているわけではない。

### 特別支援学級の対象者

知的障害特別支援学級

- • • 知的な障害がある。

自閉症・情緒障害特別支援学級

- • • 知的な遅れはないが、情緒面での課題があり、自閉スペクトラム症などの診断がある。

#### 重要

※学習障害、ADHDなどは対象とならない。

弱視(視覚障害)特別支援学級

- • • 知的な遅れはないが視覚に障害がある。 → 岡山中央小学校・岡山中央中学校

難聴(聴覚障害)特別支援学級

- • • 知的な遅れはないが聴覚に障害がある。 → 岡山中央小学校・岡山中央中学校

## 2(2) 特別支援学級の教育内容

自閉症・情緒障害、視覚障害、聴覚障害

小学校学習指導要領による各教科等の学習



自立活動

中学校学習指導要領による各教科等の学習



自立活動



※基本的に知的発達の遅れはないため、必要な支援を行いながら原則学年相応の学習を行う。  
※実態により一部下学年の内容を学習する場合もある。

知的障害

知的障害の実態に応じた各教科等の学習



自立活動

例：下学年の内容や特別支援学校（知的障害）の内容を取り入れることができる。  
（日常生活の指導／遊びの指導／生活単元学習 等）

## 2(3) 特別支援学級の設置や学級編制

### 特別支援学級の設置とクラス編制等について

- 1学級8人の定員
- 同じ障害種別の子どもで構成される。
- 人数によっては異学年で1クラスを構成することがある。
- 男女の比率が一方に偏ることがある。
- 知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級は、原則、居住学区の学校に就学する。
- 該当の特別支援学級の設置がない場合は、近隣の学校への就学になる場合がある。
- 希望すればだれでも就学できるというわけではない。



## 2(4) 特別支援学級の交流及び共同学習

特別支援学級での学びを充実させ、一人一人の教育的ニーズに合わせ、ねらいを明確にした交流及び共同学習を実施する。

### 交流及び共同学習の目的と実施にあたって

- 相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育てる（交流）
- 教科等のねらいを達成する（共同学習）
- 交流及び共同学習の実施にあたっては、個別の指導計画に基づき、特別支援学級の担任と交流学級の担任が連携して行う。
- 子どもの状況に応じて、交流及び共同学習の時間や学習内容を調整する。

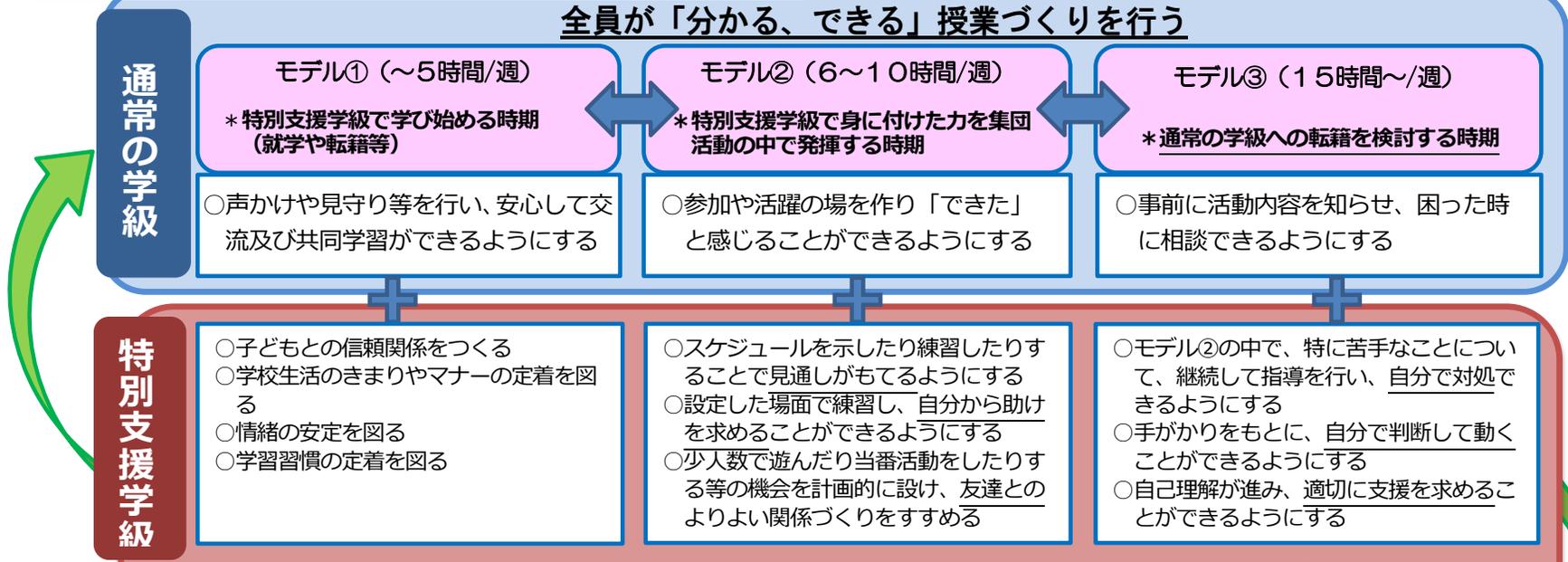


# 岡山市の目指す特別支援教育（小学校 自閉症・情緒障害特別支援学級）

## ねらいを明確にした「交流及び共同学習」

小学校…義務教育学校（前期課程）含む  
中学校…義務教育学校（後期課程）含む

全員が「分かる、できる」授業づくりを行う



## 特別支援学級での学びの充実

教育活動全体で自立活動の充実を図る

## 見通しをもった学びの場の見直し

- 小学校から中学校、その先の進路を考えて、いつ・どこで学ぶか **9年間の見通し** をもつ
- 個別の教育支援計画等で目標を明確にし、達成できたかどうかを定期的に振り返る
- 保護者との懇談等で、課題の達成状況や転籍について相談し、通級による指導を検討する



# 岡山市の目指す特別支援教育（中学校 自閉症・情緒障害特別支援学級）

小学校…義務教育学校（前期課程）含む  
中学校…義務教育学校（後期課程）含む



## 将来の社会自立に向けた学びの場の設定

- 卒業後の進路に向けて、2年越しで学びの場を検討していく
- 個別の教育支援計画等で目標を明確にし、達成できたかどうかを定期的に振り返る

### 特別支援学級での学びの充実

実態に応じた適切な教育課程の編成  
教育活動全体で自立活動の充実を図る

#### 特別支援学級

- 情緒の安定を図る
- 教科担当者との関係を築き、学習習慣の定着を図る
- スケジュールを示したり練習したりすることで見通しがもてるようにする
- 困った時に周囲の人に支援を求めることができるようにする

- 提示されたスケジュールを基に自分で判断して行動できるようにする
- 自己理解が進み、適切に支援を求められることができるようにする
- 困難なことが生じた時に、周囲の支援を活用して、対応できるようにする

#### 切れ目ない支援の提供と引き継ぎ

- 中学校入学時には、小学校から個別の教育支援計画等を引き継ぐ
- 中学校入学時や入学後途中から通常の学級への転籍を希望する場合は、個別の教育支援計画等を活用し、支援を引き継ぐ
- 保護者の了承を得て、個別の教育支援計画等を進路先に引き継ぐ

小学校  
適切な学びの場の検討

#### 通常の学級

- モデルA（～5時間程度/週）**  
\*特別支援学級で必要な力を身に付ける時期
- 行事などとともに活動することを通して、集団に慣れるようにする

- モデルB（10時間～/週）**  
\*特別支援学級で身に付けた力を基に集団の中で活動する時期  
（\*通常の学級への転籍を検討する時……）
- 通常の学級への所属意識を高めるとともに学び合える関係づくりをする

授業にユニバーサルデザインの視点を取り入れる

## ねらいを明確にした「交流及び共同学習」

## 岡山市の目指す特別支援教育（知的障害特別支援学級）

小学校…義務教育学校（前期課程）含む  
中学校…義務教育学校（後期課程）含む

### 義務教育終了後の姿を見据え、長期的視点での学習・生活指導を行う

- 就学前の情報を引き継ぎ、小・中学校等（特別支援学校も含む）への就学や就労も見据え、学びの場の見通しをもつ  
※高等支援学校や特別支援学校高等部知的障害部門への進学は知的障害があることが前提である
- 個別の教育支援計画等を活用し、次の学習・社会生活の場へ確実に支援を引き継ぐ



### 知的側面に応じた学習指導や日常生活の指導等の充実を図る

特別支援学級

- 下学年や特別支援学校（知的障害）の各教科等の目標及び内容に替えたり、自立活動を取り入れたりする
- 「日常生活の指導」等で身の自立を図る
- 学校生活のきまりやマナーを知らせ、定着へつなげる
- 興味・関心がもてるような活動の設定を工夫する
- 理解しやすい方法（教材や提示等）の工夫をする
- 「できた」「分かった」と感じられる学習や体験をともに喜び、次なる学習課題への挑戦へつなげる

- 学校や学年で取り組む行事等の事前事後指導を充実させ、内容を理解して安全に参加できるようにしたり、達成の喜びを次の活動につなげたりできるようにする

#### 「交流及び共同学習」の留意点

相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育む「交流」と教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の両面を推進するものであり、授業だけでなく休み時間等も含む

#### モデル①（～5時間/週）

\*知的側面に応じた学習指導や生活支援を充実させる時期

- 自ら主体的に関われる場を設定する
- 具体物を示し、分かりやすい手順や繰り返しの活動で、内容を理解しやすくし、見通しをもたせる

#### モデル②（6～10時間/週）

\*特別支援学級で身に付けた力を基に集団の中で活動する時期

- 得意で慣れた活動により、活躍できる機会を設定する
- 子どもの行動の意味や背景等を必要に応じて適切に説明するなど、子ども同士が理解し合えるようにする

通常の学級

次の学習・社会生活の場への確実な支援の引継ぎを

## 3(1) 特別支援学校について

### 特別支援学校の対象者

**重要**

- ・ 法律により対象となる障害の種別・障害の程度が定められている。
- ・ 希望すればだれでも就学できるというわけではない。

### 岡山県立特別支援学校の種別（岡山市の児童生徒の通学対象校）

視覚障害

…県立岡山盲学校

病弱・身体虚弱

…県立早島支援学校

聴覚障害

…県立岡山聾学校

肢体不自由

…岡山・岡山東・早島・誕生寺の県立の各支援学校

知的障害

…岡山南・岡山西・岡山東・東備・誕生寺・健康の森学園の県立の各支援学校

※1クラスは同じ学年の児童生徒、最大6人での編制。

※障害種別によっては学校ごとの学区が定められており、見学・相談の際は確認が必要である。



## 3(2) 特別支援学校の教育内容

特別支援学校の学習指導要領による教育課程

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

小学校学習指導要領に準ずる教育課程



自立活動

中学校学習指導要領に準ずる教育課程



自立活動



※児童生徒の障害の状態や特性等を十分考慮する。

知的障害

特別支援学校（知的障害）の各教科等の学習



自立活動

※知的障害の学習上の特性等をふまえた目標や内容を設定し、様々な教科等を合わせた学習も行う。

自立活動

「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」など学習や生活上の困難を改善、克服するために特設した活動

### 3(3) 特別支援学校に在籍する児童生徒の交流及び共同学習



特別支援学校

子どもの居住地の小・中・義務教育学校と交流

特別支援学校設置の学区の小・中・義務教育学校と交流

#### 【目的】

- 共に尊重しあいながら、協働して生活していく態度を育む。
- 経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育む。

#### 【実施にあたって】

- 特別支援学校と小・中・義務教育学校が協力して、計画的・組織的に行う。

## 4(1) 通級指導教室について

### 対象となる児童生徒

岡山市内の小・中・義務教育学校で**通常の学級に在籍している子ども**のうち、学級での学習におおむね参加できるものの、一部特別な指導を必要とする程度のことばの課題（小学校・義務教育学校〈前期課程〉のみ）や情緒的な課題があることによって学校生活にうまく適応しにくい子ども

**重要** ※ 通級の時間は授業時間と同じ扱いですので、原則、放課後の指導はありません。



### 通級による指導の内容

- 在籍する学校（学級）から月に1回以上、**指定された曜日、時刻に通室**する。
- 指導に当たっては、一人一人の課題・発達段階に応じた目標を設定し、必要な時間を位置付けて、効果的な指導となるよう工夫を行っている。

※ 通級による指導の期間は**原則1年間**です。毎年学びの場を検討し、3年以上継続を希望する場合は、一度退室して再審議します。

## 4(2)通級指導教室のある学校

### 言語(小学校 7校、11教室)

石井小、御野小、旭竜小、西大寺小、七区小、桃丘小、芳明小

### 情緒(小学校 25校、43教室)

伊島小、石井小、鹿田小、津島小、御野小、西小【増設】、桃丘小、陵南小【増設】、庄内小、岡山中央小、横井小、旭東小、高島小、幡多小、財田小、可知小、西大寺小、芥子山小、江西小、七区小、妹尾小【新設】、福島小、東疇小、平福小、芳泉小、 地域拠点教室 3校…御津小【新設】、三勲小【新設】、千種小【新設】

### 情緒(中学校 3校、5教室)

石井中、福浜中、興除中 、地域拠点教室 1校…上道中

### 聴覚

県立岡山聾学校における通級指導教室